

第1部 総論

1 部 総 論



第1章 環境首都とくしまの実現に向けた取組み

第1節 環境首都とくしま・未来創造憲章

本県では、平成25年12月に策定した「第2次徳島県環境基本計画」の方向性の一つである「ライフスタイルの転換」の推進に向け、取組のコンセプトや目標を県民、事業者、民間団体等と共有し、各主体が取り組む自主的な環境保全・創造活動を推進するため、平成27年1月に新たな「環境首都とくしま・未来創造憲章」を制定しました。

憲章は、大きく分けて、「前文」、「本文」、「キッズバージョン」で構成されています。「前文」では、憲章制定の理念等を表し、「未来の世代に贈るメッセージ」としてしています。「本文」では、県民のみなさんに日常生活の様々な場面で環境行動へつなげていただくため、基本的な行動別にまとめた23の行動指針を示しています。そして、「キッズバージョン」では、子どもたちも分かりやすく取り組みやすい項目を各項目の頭文字をとって「きみもさんかして」と呼びかける形にしています。

～未来の皆さんへ贈る私たちからのメッセージ～

未来を生きている皆さんに、徳島の美しく恵み豊かな環境は、受け継がれているのでしょうか。

21世紀初めを生きている私たちは、地球温暖化や生態系の破壊、ごみの問題など、様々な環境問題に直面しています。

一つひとつの問題は複雑で、一人の力だけでは解決できないかもしれませんが、県民みんなの力を合わせてねばり強く、立ち向かっていく決意です。

守り伝えるべきものと変えていくべきもの。それぞれをしっかりと見極め、恵み豊かな環境を“郷土の宝”として継承するとともに新たな価値を創造するための行動を、この憲章に定め、実行していきます。

私たちは、徳島の豊かな環境の継承と新たな価値の創造に向け、日々の営みの中で、次のことを守り、行動します。

◎買 う	<ul style="list-style-type: none"> 必要な物だけを買ひ、買い換える前には、活用できないかももう一度考えてみましょう。 家電を購入するときはLED照明などの省エネ機器を選びましょう。 マイバッグを持参し、レジ袋を断りましょう。
◎使 う	<ul style="list-style-type: none"> こまめな電源オフや使わない電気製品のプラグを抜くなど、節電に努めましょう。 無理のない範囲で冷暖房は適温（冷房：28℃、暖房：20℃）を心がけましょう。 洗剤を適正量使うなど環境に配慮して、川や海を汚さないようにしましょう。 洗面や食器洗いなどで水の出しっぱなしをせず、節水に努めましょう。
◎食べる	<ul style="list-style-type: none"> 徳島の旬の食材を使った料理を楽しみましょう。 食物の恵みに感謝し、食材を無駄なく使い、食べ残しはやめましょう。 マイ箸、マイボトル、マイカップなどを利用し、使い捨てをやめましょう。
◎捨てる	<ul style="list-style-type: none"> ポイ捨てや、不法な投棄・焼却は絶対にやめましょう。 ごみはきちんと分別し、リサイクルを進めましょう。
◎親しむ	<ul style="list-style-type: none"> エコツーリズムなどの自然体験型プログラムに積極的に参加しましょう。 ペットは最後まで責任を持って飼い、捨てることは絶対にやめましょう。 身近な緑を増やし、希少な野生生物や植物を守りましょう。
◎変える	<ul style="list-style-type: none"> スマートメーターなどの活用によるエネルギーの見える化や、自然エネルギーの利用を進めましょう。 無駄なアイドリングをやめ、時間と心に余裕を持ったエコドライブを心がけましょう。 電気自動車など次世代自動車の利用を進めましょう。 徒歩や自転車、公共交通機関を積極的に利用しましょう。
◎学 ぶ	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化など環境問題について高い関心を持ち、常に学び続けましょう。 日本に培われた「もったいないの心」を受け継ぎましょう。 清掃活動などの地域社会のエコ活動に参加し、美しい環境を保ちましょう。 徳島の美しく豊かな自然環境に誇りを持ち、未来へ守り伝えていきましょう。

キッズバージョン

き	きれいなとくしまの海や山、川で楽しく遊び、みんなで守っていこう。
み	水は大切に使おう。
も	ものはさいごまで大切に使おう。
さん	さまざまな花や木、動物は心をこめて育てよう。
か	かんしゃの気持ちをもって、ごはんや給食はのこさず食べよう。
し	しぜんにやさしいことを学び、友だちや家族に教えてあげよう。
て	電気はこまめに消そう。



第2節 環境保全施策の総合的・計画的推進

1 徳島県環境基本条例

(1) 概略

都市・生活型環境問題、化学物質問題、地球環境問題など、今日の複雑で多様化した環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動がもたらすものであり、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因となっています。

このため、従来からの法令等による規制や行政主導型の施策では、十分に対応することが困難となっており、その解決には、社会経済活動全体を環境への負荷が少ないものに転換していくという視点に立ち、問題の性質に応じて、多様な手法を組み合わせ、総合的に進めていくことが必要となっています。

また、行政のみでなく、事業者や県民の皆様など、すべての者が、それぞれの役割に応じて、自らの日常生活や通常の事業活動を見直し、自主的かつ積極的に環境の保全・創造に取り組むことが求められています。

国では、こうしたことに対処するため、地球環境時代の環境施策の新しい基本理念や政策手法を示した環境基本法が制定され、また、これを受けた環境基本計画が策定されています。

一方、本県でも、すべての者の主体的な参画を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方向付けをする徳島県環境基本条例を平成11年3月に制定しました。

この条例は、環境保全について、①基本理念、②県、市町村、事業者、県民の責務、③施策の基本となる事項を定めたものであり、

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取組

の3つを基本理念として掲げています。

また、これらの基本理念にのっとり、県は基本的・総合的な環境施策の策定・実施、市町村は自然的社会的条件に応じた環境施策の策定・実施、事業者や県民は事業活動や日常生活において環境の保全に努めることなどを定めています。

さらに、こうした基本的な考え方の下で、従来から行ってきた規制的手法に加え、環境保全や創造に関する多様な施策を条例に位置付け、積極的に推進することとしています。

(2) 環境基本条例の体系

環境基本条例は、

- 1 条例の目的
- 2 健全で恵み豊かな環境の保全及び創造のための基本理念
- 3 行政・事業者・県民の各主体の責務

を明らかにするとともに、

- 4 環境の保全・創造施策を総合的・計画的に推進するための環境基本計画
- 5 環境の保全・創造のための主要な施策
- 6 地球環境保全・国際協力の推進
- 7 施策の推進体制の整備など

について定めています。

前文（人と自然が共生する住みやすい徳島づくり）

第1章 総則

第1条 目的（現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することなど）

第2条 定義

第3条 基本理念

- (1)人と自然との共生
- (2)持続的発展が可能な社会の構築
- (3)地球環境保全に向けた地域の取組

県の責務

第4条

市町村の責務

第5条

事業者の責務

第6条

県民の責務

第7条

年次報告

第8条 環境の状況等の公表

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針（基本指針）

第9条 施策の策定等に係る指針

- (1)良好な環境の保持
- (2)生物多様性確保・多様な自然環境の保全
- (3)潤いと安らぎのある環境の保全・創造等

第2節 環境基本計画

第10条 環境基本計画

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

第11条 施策の策定等に当たっての配慮

第13条 規制等の措置

第15条 施設の整備等の推進

第17条 森林及び緑地の保全等

第19条 資源の循環的な利用等の促進等

第21条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等

第23条 情報の提供

第25条 監視等の体制の整備

第12条 環境影響評価の推進

第14条 誘導の措置

第16条 水環境の保全等

第18条 良好な景観の形成等

第20条 事業社が行う環境管理の促進等

第22条 県民等の自発的な活動の促進等

第24条 調査及び研究開発の実施等

第26条 県民等の意見の反映

第4節 地球環境の保全及び国際協力

第27条 地球環境の保全

第28条 国際協力

第5節 推進体制等の整備等

第29条 推進体制等の整備

第31条 財政上の措置

第30条 国及び他の地方公共団体との協力

2 徳島県環境基本計画

平成25年12月の第2次徳島県環境基本計画策定以降に発生した、環境を取り巻く新しい課題に適切に対応し、さらには、国際社会の動きも見定めつつ、令和元年7月に将来における環境の保全・創造に向けて、私たちがなすべき方向性と施策について、「第3次徳島県環境基本計画」を改定しました。なお、計画期間は、令和元（2019）年度から令和5年（2023）年度までの5年間としています。ただし、環境課題や社会情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

（1）第3次計画の概要

計画期間は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間としています。5年間の取組の基本コンセプトとして、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を取り入れた「脱炭素社会を徳島から実現！」を掲げ、

1. 気候変動に適応した持続可能な社会づくり
2. 環境に配慮したエシカルな暮らしづくり
3. 自然・水素エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり
4. 生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

の4つの重点を設定し、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会を目指します。

また、「1 気候変動適応とくしま」をはじめ、6つの柱を設定し、39の重点取組をはじめとした取組を展開していくものであります。

基本コンセプト

脱炭素社会を徳島から実現！

4つの重点戦略

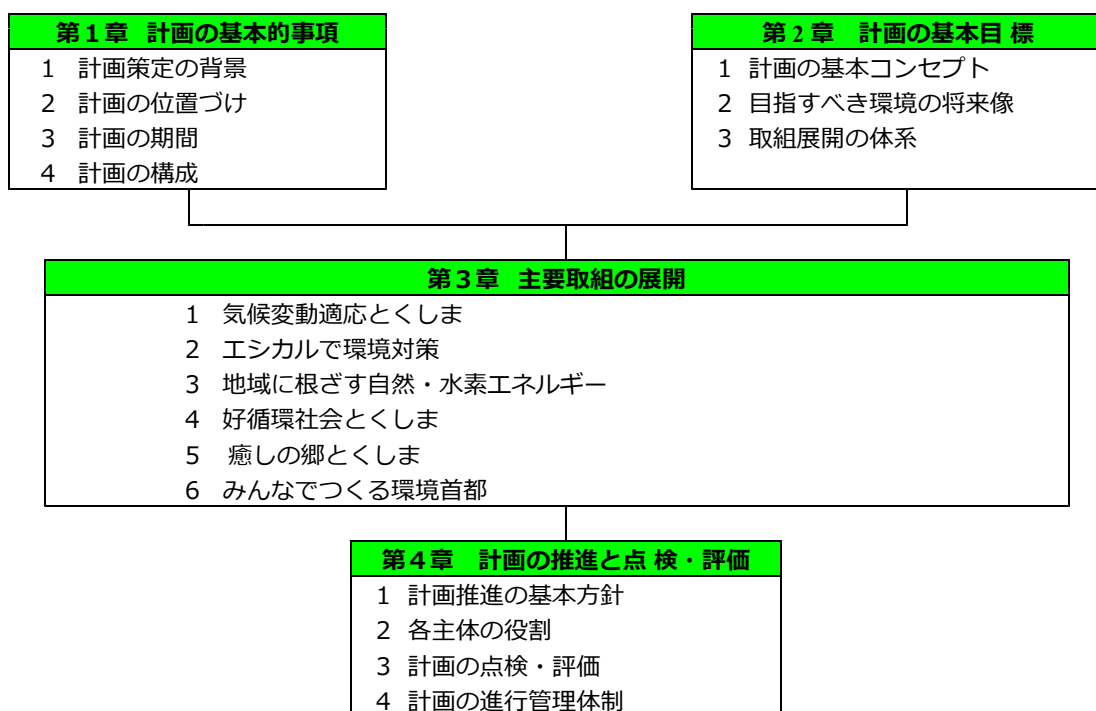
1. 気候変動に**適応**した**持続可能**な社会づくり
2. 環境に配慮した**エシカル**な暮らしづくり
3. **自然・水素エネルギー**を活用した脱炭素型のまちづくり
4. **生物多様性**が保全・継承されたふるさとづくり

<取組展開の体系>

将来像	6つの柱	20の分野
「健康で豊かな環境を守り、育み、魅力を発信へ！」	1 気候変動適応とくしま	(1) 気候変動に適応した防災・減災力の向上 (2) 気候変動に適応した農林水産業の振興 (3) 気候変動に適応した産業経済活動及び県民生活の安定
	2 エシカルで環境対策	(1) 環境に配慮したエシカル消費の推進 (2) 環境教育・環境学習の充実 (3) 環境に配慮した持続可能な事業活動の推進
	3 地域に根ざす 自然・水素エネルギー	(1) 新次元の温室効果ガス削減 (2) 自然・水素エネルギー導入の推進 (3) 自然・水素エネルギー関連産業の創出と振興
	4 好循環社会とくしま	(1) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全 (2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止 (3) 資源の循環利用 (4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策
	5 癒しの郷とくしま	(1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造 (2) 癒しの郷とくしまの創造 (3) 生物多様性とくしまの創造
	6 みんなで作る環境首都	(1) 県民による自主的な環境保全行動の促進 (2) 広域的な環境保全対策 (3) 開発における環境配慮の実施 (4) 環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実

(2) 第3次計画の構成

本計画の全体的な構成は次のとおりです。



環境指標

指 標	基準値		現状値 (令和2年度)	目標値	
	年度	数値		年度	数値
1 気候変動適応とくしま					
1-1 イベントにおけるエコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数(累計)	2017年度	4件	30件	2022年度	30件
1-2 「公的管理森林」面積の拡大(累計)	2017年度	6,152ha	9,296ha	2022年度	12,300ha
1-3 気候変動への適応に関する啓発活動の実施数(累計)	2018年度	2件	9件	2023年度	14件
1-4 「地域気候変動適応センター」の設置	—	—	設置	2019年度	設置
2 エシカルで環境対策					
2-1 「とくしま食べきるんじょ協力店」登録店舗数(累計)	—	—	73店舗	2022年度	90店舗
2-2 食品ロス削減の啓発活動の実施数(累計)	2017年度	11件	60件	2022年度	60件
2-3 マイ「バッグ&ボトル」キャンペーン参加人数(累計)	2017年度	7,920人	16,646人	2022年度	12,500人
2-4 プラスチックごみ削減協力事業者数(累計)	—	—	20事業者	2022年度	50事業者
2-5 プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数	—	—	21市町村	2022年度	24市町村
2-6 「とくしま環境学講座」及び「親子環境学習教室」受講者数(累計)	2017年度	2,749人	8,363人	2022年度	9,100人
2-7 新 学校版環境ISO認証取得割合	2017年度	84.0%	87.6%	2022年度	88.0%
2-8 環境アドバイザー派遣件数(累計)	2017年度	747件	963件	2022年度	1,100件
2-9 エシカル農産物の栽培面積	2017年度	1,415ha	1,711ha	2022年度	2,122ha
3 地域に根ざす自然・水素エネルギー					
3-1 県民の省エネ活動に対するインセンティブの付与(累計)	2016年度	—	5地区	2020年度	5地区
3-2 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の啓発活動の実施数(累計)	2017年度	4件	9件	2022年度	14件
3-3 「とくしまエコパートナー」締結企業・団体数	2017年度	5企業・団体	21企業・団体	2022年度	30企業・団体
3-4 「水素社会啓発・体験ゾーン」等での環境学習参加者数	2017年度	335人	529人	2022年度	700人
3-5 カーボン・オフセットに基づく森づくり企業・団体数(累計)	2017年度	137企業・団体	162企業・団体	2022年度	160企業・団体
3-6 業務用冷凍空調機器の管理者等に対する立入検査の実施(累計)	2016年度	10件	102件	2023年度	160件
3-7 「気候変動アワード」の表彰総数(累計)	2017年度	2件	11件	2022年度	16件
3-8 自然エネルギーによる電力自給率	2016年度	25.7%	32.2%	2030年度	50%
3-9 イベントにおけるエコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数(累計)【再掲】	2017年度	4件	30件	2022年度	30件
3-10 地域人材を育成する講座の受講者数	—	—	39人	2022年度	年間20人
3-11 小水力発電施設整備モデル地区数(累計)	—	—	1地区	2022年度	4地区
4 好循環社会とくしま					
4-1 水質環境基準の達成率(河川・海域)	2017年度	100%	92%	2022年度	100%
4-2 環境学習、フィールド講座の参加人数	2017年度	500人	549人	毎年	500人

4-3	汚水処理人口普及率	2014年度	55.7%	64.6%	2035年度	94.7%
4-4	エシカル農産物の栽培面積【再掲】	2017年度	1,415ha	1,711ha	2022年度	2,122ha
4-5	工場・事業場等の水銀排出規制の適合状況	—	—	100%	2022年度	100%
4-6	ダイオキシン類の環境基準の達成状況	2017年度	100%	100%	2022年度	100%
4-7	産業廃棄物の最終処分量（t/年）	2018年度	59千t	57千t	2025年度	44千t
4-8	一般廃棄物の県民1人1日あたりごみ排出量（g/人日）	2018年度	954g	964g (令和元年度)	2025年度	845g（基本目標）
4-9	一般廃棄物のリサイクル率	2018年度	16.6%	16.0% (令和元年度)	2025年度	30%（基本目標）
4-10	リサイクルの啓発に積極的に取り組む産業廃棄物処理業者（累計）	2017年度	18事業所	32事業者	2022年度	36事業所
4-11	使用済み農業用フィルム(各種ビニール類)回収率	2015年度	97.4%	99.6%	2020年度	100%
4-12	産業廃棄物適正処理講習会受講者数	2017年度	1,509人	1,849人	2022年度	2,000人
4-13	重点監視地区の夜間パトロール実施数	2017年度	年4回	年12回	2022年度	年12回
4-14	企業との連携による不法投棄監視協力企業等（累計）	2017年度	24企業・団体	30企業・団体	2022年度	34企業・団体
4-15	監視カメラ運用協働監視箇所数	2017年度	2箇所	8箇所	2022年度	10箇所
4-16	講習会、訓練等の実施回数（累計）	2017年度	1回	5回	2022年度	8回

5 癒しの郷・生物多様性のゆりかごとくしま

5-1	藻場造成箇所数（累計）	2017年度	21箇所	26箇所	2022年度	30箇所
5-2	生物多様性アドバンスリーダー数（累計）	2017年度	10人	14人	2022年度	17人
5-3	「徳島県特定鳥獣管理計画(ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル)」の策定推進・次期計画の策定	2016年度	現計画策定	—	2021年度	次期計画策定
5-4	自然公園トイレの洋式化実施率（累計）	2017年度	29%	76%	2022年度	85%
5-5	登山道と四国のみちの再整備ルート数（累計）	2017年度	14ルート	15ルート	2022年度	17ルート
5-6	生物多様性を保全するための情報交換会（累計）	2017年度	0回	2回	2022年度	4回
5-7	「とくしま生態系レッドリスト」の公表及び活用	2017年度	検討	準備	2021年度	公表

6 みんなでつくる環境首都

6-1	エコカレッジスクール受講者数	2017年度	86人	311人	2022年度	150人
6-2	自然環境調査に基づく事業計画策定地区数（累計）	2017年度	61地区	71地区	2022年度	66地区